

○千代田区地球温暖化対策推進懇談会設置要綱

平成23年3月24日22千環環温発第287号

改正

平成24年3月29日23千環環温発第288号

平成25年5月1日25千環環温発第98号

平成27年3月26日26千環環温発第281号

平成28年8月1日28千環環政発第119号

千代田区地球温暖化対策推進懇談会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千代田区地球温暖化対策条例（平成19年千代田区条例第29号。以下「条例」という。）第21条第2項及び千代田区地球温暖化対策条例施行規則（平成22年千代田区規則第45号。以下「規則」という。）第7条第1項に規定する組織の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 前条の組織として、千代田区（以下「区」という。）に千代田区地球温暖化対策推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 懇談会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 区の地球温暖化対策の改善、施策提案等に関すること。
- (2) 区民や事業者の優良な温暖化配慮行動の審査・選定等に関すること。
- (3) その他区の地球温暖化対策に関し、区長が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第4条 懇談会は、区民、事業者、地球温暖化対策に関する識見を有する者等から、区長が委嘱する委員20名以内で構成する。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、懇談会を代表し、主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期及び再任)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は個別に委員の任期を定めることができる。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会議)

第7条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 懇談会に、第3条第2号に規定する事項を審査・選定させるため、表彰選定部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、先進性、独自性、波及性等の視点から審査・選定するものとし、具体的な審査基準は、別に定める。

3 部会は、懇談会の委員、懇談会の委員以外の者であって、地球温暖化対策を含む環境問題に関連する識見を有するもの、区職員等から、会長が指名する10名以内で構成する。

4 部会の委員（以下「部会員」という。）の任期及び再任については、第6条の規定を準用する。

5 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。

6 部会長は、部会の会務を総理し、部会における審査の状況及び結果を懇談会に報告する。

7 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。

8 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第9条 懇談会及び部会の庶務は、環境まちづくり部環境政策課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会及び部会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日 23 千環環温発第 288 号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に委員である者の現在の任期は、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 5 月 1 日 25 千環環温発第 98 号）

この要綱は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日 26 千環環温発第 281 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から適用する。